

日本共産党区議会議員  
Japanese Communist Party

# 安藤たい作

区政報告 ニュース 第79号

## 区長、消費税増税には反対を！

### 区民のくらしと営業に深刻な打撃を与え、景気も冷え込ませる消費税増税に共産党は反対です



所得制限について、ついに自治体に丸投げ。「定額給付金」なるものをめぐっての政府の迷走ぶりには、怒りを通り越してあきれます

漫画：安藤たい作



見解を示すという状況ではございません」(07年3月定一般質問・消費税増は区民生活と営業にとって大打撃になると考えるが見解はどうか、との

これまででも局面局面で共産党は質問してきましたが、区長は逃げの答弁を繰り返してきました。

#### 逃げの答弁繰返してきた

先月末の記者会見で麻生首相は「3年後に消費税増税をお願いしたい」と明言。2015年から1%ずつ上げ、2015年に今の2倍の10%にするというのが麻生首相の持論。10%だと単純計算で年間ひとりにつき10万円、4人家族で40万円の負担になります。区民の暮らしと営業に大打撃となり、景気も冷え込ませ悪循環に陥る最悪の愚策です。折りしも今月20日から第四回定例議会が始まりますが、日本共産党は、濱野区長に対し、区民の命と暮らしを守る地方自治体の首長として、消費税増税計画にはきっぱりと反対せよ、と一般質問で迫ります。

#### 年間10万円の負担増に

これだけ生活が苦しいときに首相が「3年後の消費税増税」を言い出しました。折りしも第四回定例議会が開会。区民の命と暮らしを預かる自治体の長として、消費税増税にキッパリと反対すべきです

#### 質問に対して)

「消費税は国税であります。国政の場で充分に議論されるべきものと考えておりますので、私として消費税の議論に賛否を申し上げるつもりはございません」(08年一定代表質問・区民の先頭に立って反対を明確にすべき、との質問に対して)

首相自らが増税を明言した状況、しかもこれだけ区民生活が深刻な時です。区長はしっかりと反対を表明すべきです。  
**税は民主的三原則を貫け**

社会保障のための税金の集め方は、近代的な税の大原則(＊)を貫くべきです。ヨーロッパは高福祉高負担といわれますが、食料品は非課税または低率にするなど配慮。社会保障財源に企業がたくさん負担をし、消費税以外の税金で社会保障財源は多くまかなわれているのが実態です。

日本でも、「構造改革」政治のもと続いてきた大企業や大資産家への行き過ぎた減税をせめて10年前の水準に元に戻し、応分の負担で社会保障の財源はまかなうべき。更なる負担を庶民に押し付ける消費税増税は言語道断です。

#### (＊) 民主的税制の三原則

- ①生活費非課税＝生きていくのに必要な最低限度の生活費には税金をかけない
- ②総合累進性＝所得の多い人が高い割合で負担し、所得の少ない人は負担割合を低くする
- ③勤労所得には軽度の課税＝労働から得た所得には低い率で課税し、資産や株などの不労所得には高い率で課税する

安藤たい作プロフィール '74年宮城県仙台市生まれ。国立宮城教育大卒。'98年漫画家を志し上京。'02年青年誌奨励賞受賞。'06年の区議補選で初当選。

安藤たい作ニュース は、「品川区議会における政務調査費の交付に関する規定」で定める用途基準「広報・活動費」に基づき、政務調査費によって発行されています。ご意見・ご感想をお寄せください。

お知らせ

日本共産党区議会議員  
Japanese Communist Party

安藤たい作  
ニュース 裏面

12月の

無料  
なんでも  
法律相談会

12月17日(水)

夜6:30~8:30  
安藤たい作西品川事務所  
(品川区西品川3-16-3)

TEL:03-3491-3230  
大崎駅より徒歩8分・  
百反坂沿い

①弁護士さんと一緒に相談会を行います。生活のこと法律のこと、お気軽にご相談ください。  
②当日直接お越しいただいても結構ですが、お待ち頂くこともあります。事前に電話を入れた上、ご参加いただけると確実です。  
(平日日中:5742-6818)  
(土日は:3491-3230)

## 品川区議会第四回定例会 【一般質問】のお知らせ

いいぬま雅子区議が一般質問を行います。是非議場に傍聴にお越し下さい。

11月20日(木) 午後1時30分頃

【一般質問テーマ】

- ①営利企業の認証保育園で問題続出。  
待機児解消は認可保育園の増設で
- ②地球温暖化を加速するサーマルリサイクルはやめ、  
プラスチックごみの徹底した資源化を
- ③消費税増税に反対し、区民のくらしと営業を守れ

\*傍聴される方は、区議会事務局(議会棟4階)で傍聴券をもらって、議会棟6階の共産党区議団控え室にお集まり下さい。

～お待ちしております～

## 「年末対策特別事業資金2008」 の融資あっ旋が実施中です!

◆申込期間

11月4日(火)~12月26日(金)

※現在、区の他の融資あっ旋制度をご利用中の方でもお申し込みいただけます。

◆融資あっ旋の条件

【資金用途】設備資金・運転資金(併用可)

【限度額】500万円

【ご負担利率】年0.3%(固定)

【返済期間】5年6カ月以内(据置12カ月を含みます。)

【返済方法】元金均等月賦償還

◆ご利用になれる方

以下のすべての要件に該当することが必要です。

①最近3カ月(または最近1年間)の売上高または営業利益が、前年の同時期と比べて減少していること/②常時使用する従業員数が20人以下であること/③区内に住所または事業所があり、引き続き1年以上同一事業を営んでいること/④東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること/⑤許認可等が必要な業種の場合、その許認可等を受けていること/⑥事業税、住民税を滞納していないこと。

◆詳しいお申込み・相談は、

産業振興課経営相談係(品川区立中小企業センター2階)まで

Tel 03-5498-6334 Fax 03-5498-6338

受付時間:月曜日~金曜日(祝日を除く。)午前9時~午後4時

\*またはまずはお気軽に安藤まで(区議団控え室5742-6818)ご相談下さい